

## リアルタイムオペレーティングシステム使用許諾契約

このパッケージを開封された場合には、お客様（以下乙という）は本契約の諸条件を承諾したことになります。本契約の諸条件に同意されない場合には、パッケージを開封せずにヌヴォトンテクノロジージャパン株式会社（以下甲という）にご返却下さい。

### 第1条（定義）

許諾ソフトウェアとは、本パッケージによって甲が乙に提供するリアルタイムオペレーティングシステム（オブジェクト形式のプログラム、ソースコード形式のプログラム、マニュアルおよび技術情報から成る）のことをいう。また、リアルタイムオペレーティングシステムのうちオブジェクト形式のプログラムを許諾オブジェクトプログラム、ソースコード形式のプログラムを許諾ソースプログラムという。

2 開発ソフトウェアとは、本契約書にもとづき甲が乙に提供する許諾ソフトウェアを用いて、乙が作成するプログラムのことをいう。

3 開発システムとは、乙が試作あるいは量産を目的として作成される、許諾オブジェクトプログラムと開発ソフトウェアとを一体化したプログラム及びそれを動作させるための甲製 LSI が搭載された装置のことをいう。

### 第2条（使用許諾、許諾ソフトウェアの複製または改良）

甲は、本契約の各条項に規定する事項を条件として許諾ソフトウェアを乙に提供し、その非独占的使用を許諾する。

2 乙は、開発システムを作成することを目的として、同一部署・同一敷地内において、乙が試作する開発システム上で許諾ソフトウェアを複製又は改変することができる。

3 乙は、開発システムを量産する目的で、乙または乙の関係会社において、開発システムに組み込まれた形式で許諾オブジェクトプログラム（改変されたものを含む）を複製することができる。

4 乙は、開発システムを販売する目的で、乙または乙の関係会社において、開発システムに組み込まれた形式でのみ許諾オブジェクトプログラム（改変されたものを含む）を頒布することができる。

### 第3条（第三者への許諾等の禁止）

乙は、本条項で明示されている場合を除き、許諾ソフトウェアの全部または一部を印刷、複製又は改変してはならない。

2 乙は、本契約によって甲より与えられた許諾ソフトウェアの使用の権限を第三者に譲渡または再許諾してはならない。

3 乙は、許諾ソフトウェアの複製物に、当該許諾ソフトウェアに記載された著作権表示を行うものとし、これらの著作権表示を不当に除去したり、判読不能にしてはならない。

### 第4条（プログラムの無体財産権）

許諾ソフトウェアの無体財産権（著作権を含む）は甲に帰属する。本契約によって、許諾ソフトウェアに関する如何なる無体財産権も、本パッケージの供与及び本契約に基づいて甲から乙に譲渡、移転することはない。乙が許諾ソフトウェアを改変し作成した二次的著作物に対して甲は乙が有する権利と同等の権利を有するものとする。

### 第5条（免責）

甲は、許諾ソフトウェアの使用により乙または第三者に生じ得る損害に対して、いかなる責任および賠償

義務も負わないものとする。

2 甲は、乙が許諾ソフトウェアを受領した日から1年間、許諾ソフトウェアに不具合が生じた場合、甲の費用と裁量によりかかる部分の修正又は不具合のないソフトウェアとの交換をなす。かかる修正又は交換をもって甲の唯一の責任とする。

- 3 以下のいずれかに該当する場合、前項の規定は適用されない。
- (1) 乙による許諾ソフトウェアの改変に起因して発生した不具合
  - (2) 開発ソフトウェアを含む甲が供与していない他のソフトウェアが原因で発生した不具合
  - (3) 許諾ソフトウェアを開発システム以外で使用した場合。
  - (4) 乙による本契約の規定に反する行為によるもの。

4 甲は、本条第2項に定める場合を除き、許諾ソフトウェアに関して乙に対して何等の保証も行わないものとする。

5 甲は、本条第2項に基づく修正または交換ですべての不具合が修正されることを保証するものではない。

6 本契約における甲の責任はいかなる場合であっても本パッケージの供与によって乙が甲に支払った金額を超えることはない。

#### 第6条（機密保持義務）

乙は、許諾ソフトウェアおよび当該許諾ソフトウェアから知得した一切の情報を機密として保持し、本契約で明示的に許諾されている場合を除き、第三者に開示、漏洩、公表、貸与、転売等してはならない。

2 乙は、許諾ソフトウェアを、必要最小限の自己の役員、従業員または乙の監督下にある第三者に対してのみ開示するとともに、当該開示を受けた役員、従業員またはかかる第三者が本契約に基づき乙が負担する義務と同一の義務を履行することを甲に保証するものとする。当該役員、従業員又は第三者による義務違反は当然に乙の義務違反とみなす。

#### 第7条（契約の解除）

乙が、本契約に従わなかった場合、甲は本契約を直ちに解除できるものとする。かかる契約の解除が行われた場合には、乙は甲が提供した許諾ソフトウェアを直ちに破棄し、開発システムの試作あるいは量産における許諾ソフトウェアの使用を中止するものとする。

#### 第8条（戦略物資等の取扱い）

乙は、許諾ソフトウェア並びに許諾ソフトウェアを使用して作成した開発ソフトウェア及び開発システムを日本国外に持ち出す場合、および日本国内で非居住者に開示する場合には乙の責任において「外国為替及び外国貿易法」およびその関係法令を遵守する。

#### 第9条（準拠法ならびに合意管轄）

本契約は、日本において該当する法律を準拠法とする。また、本契約に関し訴訟の必要が生じた場合、本契約を締結する甲の事業場所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

#### 第10条（協議事項）

本契約書に定めのない事項および本契約書について疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

2021年4月15日